

国境に於ける自動車の搜索とプライヴァシー

——合衆国に於ける判例法理の展開と分析——

成 田 秀 樹

目次

- 一 はじめに
- 二 国境に於ける定型的な搜索
- 三 国境に於ける自動車の搜索
- 四 終わりに

一 はじめに

アメリカ合衆国では、税関職員が、国境で行う税関検査等を「国境に於ける搜索」⁽¹⁾の例外として、合衆国憲法第四修正の実体要件と手続要件の例外としてきた。

この中には、プライヴァシーの侵害の程度の低いものからそうでないものまで種々のものがある。Terry⁽²⁾で、伝統的

な基準では逮捕に至らない短時間の身柄拘束も、第四修正にいう押収 (seizure) にあたると判示され、政府の行為が、第四修正上の捜索・押収に該たるとされると、それは合理的でなければならぬとされた。そして、第四修正上の合理性は、*Camara*⁽³⁾以後、その捜索・押収によって確保される公共の利益とそれによって制限されるプライバシーの利益との比較衡量により判断されてきている⁽⁴⁾。

このような判例法理の枠組みを前提として、合衆国最高裁は、二〇〇四年に、国境における自動車のガソリンタンクを車両から外し、分解しての税関検査は、通常の税関検査の範囲を超えないので、国境を越えたとの事実があれば許される、国境に於ける定型的手続たる捜索に該たる旨の判決を下した⁽⁵⁾。

わが国では、憲法三三条、三五条は、「身体」「住居、書類、所持品」を憲法上保護された領域として保障し、この領域に政府が干渉しようとする場合には、実体要件として、正当理由、押収対象物の明示、捜索場所の明示を、手続要件として事前の令状審査を要件としている。最高裁は、昭和四七年に憲法三五条が行政手続に適用される場合があることを示したが⁽⁶⁾、この規定が、国境に於ける税関検査等の行政手続についてどのような意義を持つか必ずしも明らかではない。

本稿は、伝統的な基準では捜索・押収とはされてこなかったわが国の税関検査等を憲法三三条や三五条の枠組みの中で分析し、妥当な要件を設定するための参考として、合衆国の国境における捜索の例外の法理を分析し、特に自動車のガソリンタンクを車両から外し、分解しての検査の問題を検討しようとするものである。

註

(1) see generally, 5 La Rave, Search and Seizure (4th ed. 2004) §10.5, Ittig, The Rites of Passage: Border Searches and the Fourth

Amendment, 40 Tenn. L. Rev. 329 (1974); Robb, Warrantless Border Searches: Crossing the Boundary of Unreasonableness, 19 S. Texas L. J. 265 (1978); Notes, 74 Colum. L. Rev. 53 (1974); 53 Cornell L. Rev. 871 (1968); 21 Rutgers L. Rev. 513 (1967); 77 Yale L. J. 1007 (1968); Comments, 32 Sw. L. Rev. 513.

(2) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968).

(3) Canara v. Municipal Court, 387 U. S. 523 (1967). 本件を分析、紹介したものととして、塚本重頼「行政上の立入検査と令状の必要性——Canara v. Municipal Court——」判時五五三号二二頁、園部達夫・田中館照橋「Canara v. Municipal Court of San Francisco, 387 U. S. 523 (1967)——行政上の立入検査には令状を必要とするか」アメリカ法一七九一一一頁。

(4) La Fave, Administrative Searches and Fourth Amendment: Canara and See Cases, 1967 Supreme Court Rev. 1, 37 (1967). 佐藤幸治『行政調査』とプライバシーの保護(一)。(二)「法学論叢九七卷三三頁、同九七卷四一頁」。(二)一六頁、洲見光男「行政調査と修正四条——事業所への立入検査を中心に——」『西原春男先生古稀記念祝賀論文集』第四卷七五頁、八二頁、拙稿「行政調査とプライバシーの客観的期待」海上保安大学校研究報告四四卷二五三、六二頁。

(5) United States v. Flores-Montano, 541 U. S. 149 (2004).

(6) 参照最判昭和四七年十一月二二日刑集二六卷九号五五四頁。

二 国境に於ける定型的手続たる搜索

(一) 合衆国では、国境に於ける搜索は、合衆国憲法第四修正の実体要件と手続要件の例外として位置づけられている。まず、合衆国最高裁の判例法理の展開を概観しておこう。

国境に於ける搜索が、第四修正に照らして合理的か否かについて、初めて言及された合衆国最高裁の判断は、一九二五年の *Caroli*⁽⁷⁾ である。

(1) 本件は、禁酒法違反の摘発に従事していた捜査官が、禁制品たる酒類積載の相当理由のある車両を停止させ無

令状で酒類を発見し、この無令状の搜索の合憲性が争点とされた。

(2) タフト首席裁判官執筆の法廷意見は、自動車が他の法域 (jurisdiction) に容易に逃走しうる旨を指摘して、自動車の可動性を理由に緊急性の例外として本件無令状搜索の合憲性を認めた。

そして、傍論で、国境に於ける搜索の合憲性について、国境を越えて入国する者を自国の安全確保のため停止させ、入国者の入国の権利の確認と、所持品としての携行品の輸入の合法性の確認を求めることは、第四修正に照らして合理的であると判示した。

これに対し、合法に国内にいる者は公道を走行する権利が有するので、その車両を停止、押収し、中を搜索するには、禁制品の存在する蓋然性が高いとの相当理由の具備が要件となると判示した。

(3) Carroll では、傍論ではあるが、国境に於ける搜索の例外の根拠を、自国の安全確保に求めている。ところで、Carroll は、「自動車の例外」を認めた最初の合衆国最高裁の判断であり、自動車が他の法域に容易に逃走しうる旨を指摘し、可動性を理由に令状要件に対する緊急性の例外を認めている。

そこで、国境に於ける搜索の例外の根拠が、自国の安全確保にあるのか、緊急性の例外にあるのかについて、後の判例で争点とされることになった。

(11) その後、一九七七年の Ramsey⁽⁶⁾ では、国際郵便の不審事由に基づく無令状搜索が合憲だと判示された。

(1) レンキスト裁判官執筆の法廷意見は、国境に於ける搜索は、自国内に入る人と財産を停止させ、検査することにより、自国の安全を確保する主権 (the right to the sovereign to protect itself) に基づいており、これらの搜索が国境で行われたとの事実があればそれだけで要件を充足し、相当理由を欠く無令状のものでも、第四修正に照らして合理的であると判示した。

また、国境に於ける搜索の例外は、「緊急性の例外」の法理に基づくものではない旨を明らかにし、*Carroll* は、無令状搜索を、相当理由の存在が要件となるものと、相当理由の存在が要件とならないものとに分け、国内における自動車の例外は前者に該たり、国境に於ける搜索は後者に該たると判示しているので、国境に於ける搜索では、相当理由の存在は要件とならないと判示した。

(2) *Ramsey* は、国境に於ける搜索の例外を認めた初めての合衆国最高裁判決である。

(i) 本件では、国境に於ける搜索の根拠が争点とされ、二つのアプローチが分析されている。

第一のアプローチは、国境に於ける搜索の例外の根拠を、憲法上の制約の下で、自国の安全を確保するため、誰と何を国外から国内に入れるかをコントロールする国家主権にあるとするアプローチである。このアプローチによれば、国境に於ける搜索は、対象の人または物が国境を越えて国内に入ったとの事実があれば、それだけで第四修正に照らして合理的となる。

第二のアプローチは、国境に於ける搜索の例外の根拠は、「緊急性の例外」にあるとするアプローチである。このアプローチによれば、相当理由の存在が実体要件となり、令状入手の時間的余裕のないこと、即ち緊急性の例外にあたることが手続要件となる。⁽¹⁰⁾

本件法廷意見は、第一のアプローチを採ると判示し、国境に於ける搜索は、対象の人又は物が国境を越えて国内に入ったとの事実があればそれだけで、第四修正に照らして合理的となる旨明言した。

(ii) 以上のような国境に於ける定型的な手続たる搜索は、どのように分析できるだろうか。

合衆国では、*Terry* ⁽¹¹⁾、伝統的な逮捕至らない短時間の身柄拘束も、合衆国憲法第四修正にいう押収 (*seizure*) に該たると判示され、そして、政府の行為が、第四修正上の搜索・押収に該たるとされると、それは合理的なものでなけれ

ばならないとされた。そして、第四修正上の合理性は、Camara⁽¹²⁾以後、その搜索・押収によって確保される公共の利益とそれによって制限されるプライバシーの利益との比較衡量により判断されてきている。

Camara は、市家屋条例に基づき居住状態の点検のための住居への無令状の立入を第四修正上の搜索に該たるとしたうえで、①点検のための立入のプログラムは裁判所及び公衆に受容されてきた長い歴史があること、②住居の危険状況の除去や減少を求める強い公共の利益があること、他の代替策によればより妥当な結果が得られるか疑問であること、③この検査は、特定の個人を狙いとしているものではなく、犯罪の証拠の発見を目的としているのではないこと、プライバシーの侵害の程度が大きくないこと、これら三点を衡量の際に考慮するよう求めている。

この三点に照らして、国境に於ける定型的搜索を分析してみよう。

まず、①の法の受容の長い歴史があるかを検討すると、最初の関税法が制定されたのは一七八七年であり、関税法制定の二ヵ月後に、連邦議会が第四修正を含めた権利章典を州議会に提案していること、その後も同様の内容を持つ法律が継続していることを考慮すれば、連邦議会は、国境に於ける搜索の例外を認めていると解する余地があり、また、長い間、下級審裁判所も、国境に於ける定型的手続たる搜索の例外を認めてきていることにかんがみると、社会がこのような法を受容していると解することが可能であろう。⁽¹⁴⁾

次に、②の政府側の有する公共の利益として、不法入国と密輸の予防が重要である。⁽¹⁵⁾ また、他の規制方法として相当理由に基づく令状を要件とすれば、入国検査及び税関検査は、事前に人と物についての具体的な情報を入手することは少なく、大量の人と物を対象に迅速に手続を行う必要があるため、この分野での法執行は著しく困難になると思われる。

最後に、③のプライバシーの侵害の程度については、国境に於ける定型的手続たる搜索は、その範囲が限定されて

いるので、通常の搜索よりプライバシーの侵害の程度は小さいと解される。また、入国検査や税関検査等の国境に於ける定型的な搜索が行われるとの告知があるので、主観的プライバシーの侵害は告知の欠ける場合より小さいと解される⁽¹⁷⁾。また、国境に於ける定型的な搜索は、入国者、出国者という集団 (class) に対して実施されるので、特定の個人が選択されて搜索される場合に比較して、ステイグマがより小さいと解される⁽¹⁸⁾。

(三) 下級審裁判所は、国境に於ける荷物検査等の定型的な搜索 (routine border searches) では、相当理由の存在と令状入手は要件とならない旨、Ramsey 以前から、一貫して判示してきている⁽¹⁹⁾。

この定型的な搜索は、国境に於いて実施することができるが、国境は、隣国であるメキシコやカナダからの陸上での入国地点に限定されず、船舶が外国へ行った後の国内の停泊地、国際便の着陸した空港も機能的に国境と解され、定型的な搜索が認められている⁽²⁰⁾。

また、定型的な搜索の対象には、自動車、船舶、かばん、品物、着衣、ハンドバッグ、財布、ポケット等が含まれる⁽²¹⁾。

(四) 一九八五年の *Montoya de Hernandez* は、税関職員が、禁止薬物の入った容器を嚥下して消化管に隠して密輸しようとしているとの不審事由に基づき、身柄を拘束し、自然排便を待とうとし、空港到着後、約一六時間後に、X線検査、直腸検査の令状を請求した事案に関するものである。

(1) レンキスト裁判官執筆の法廷意見は、以下の通り判示した。

合衆国憲法第四修正は、不合理な搜索・押収をされない権利を保障するが、搜索・押収の合理性は、第四修正の保障する個人の利益と、適法な政府の利益の促進との比較衡量によって決せられる。

合衆国の建国以来、連邦議会は、関税の徴収と禁制品密輸の予防のため、国境に於いて相当理由の欠けた無令状の定

型的手続たる搜索の権限を行政府に認めてきた。

連邦議会には、入国者の身体と所持品を検査し、国を保護する権限があるので、第四修正上の合理性のバランスは、国境においては、国内のバランスとは、質的に異なっている。

入国者の身体と所持品に対する定型的手続たる搜索では、不審事由の存在、相当理由の存在及び事前の令状入手は、要件となっていない。また、第一種国際郵便の開披と検査は、相当理由より低い嫌疑の存在が要件となっている。これらについての判例は、国境の完全性 (the integrity of the border) の保持に対する懸念を反映している。

国境に於いても、入国者には、不合理な搜索・押収をされない権利がある。しかし、国境に於いては、国内よりプライバシーの権利は縮減⁽²³⁾、政府の利益と個人のプライバシーの権利のバランスは、より政府側に傾いている。

入国者を定型的手続たる搜索以外の目的で身体の押収 (≡身柄の拘束) (seizure) をするには、どの程度の嫌疑が要件となるか判示した最高裁判例はない。

当裁判所は、あらゆる事情を考慮して、入国者が禁制品を消化管に隠して密輸しているとの合理的嫌疑があれば、定型的手続たる搜索 (≡通常の税関検査での身柄の拘束) の範囲を超えて、国境における入国者の身柄の拘束ができると考える。この合理的嫌疑の基準は、法執行官が、相当理由より低い嫌疑に基づき、より限定された侵害をする際に様々な領域で採用され、個人の利益と公共の利益の衡量に用いられてきている。禁制品を嚥下し消化管に隠しての密輸の類型にあっては、禁制品が消化管に隠されているとの形跡は外部に判明せず、逮捕又は搜索の相当理由が存在することはまれであるのに対し、国境で密輸を阻止する政府の利益は非常に大きいので、この合理的嫌疑の基準は適切である。本件では、被申請人が禁制品を消化管に隠して密輸しているとの合理的嫌疑が存在することは明らかであるので、本件身柄の拘束は第四修正に照らして合理的である。

(2) ブレナン裁判官執筆の反対意見は、本件身柄拘束のような、より大きなプライバシー侵害となる身柄拘束は、相当理由の存在と令状入手が要件となとした。

(3) 本件は、入国者を定型的手続たる搜索以外の目的で身柄拘束する際の要件は、合理的嫌疑となる旨判示した初めの合衆国最高裁の判例である。

(i) 国境に於ける搜索の例外は、*Ramsey*では、憲法上の制約の下で誰と何が国外から国内に入れるかをコントロールする国家主権にその基礎がある旨判示されたが、本件法廷意見は、国境の完全性 (*the integrity of the border*) に対する懸念を反映しているとする。

(ii) 次に、法廷意見は、国境に於いては、国内と比較して、プライバシーの期待が縮減するとして、比較衡量の要素としている。

合衆国最高裁は、一九六七年の *Camara* で、第四修正の基本目的は、プライバシーの保障だと判示したが、同年の *Katz* で、ハーラン裁判官が補足意見で述べた⁽²⁴⁾「プライバシーの主観的期待(事実上の期待)」「プライバシーの客観的期待(正当な期待、合理的期待)」の有無という基準に照らして、その後の搜索・押収法の法理が展開されてきている。この基準によれば、まず、事実上他人から干渉されない状態にあるか、本人は他人から干渉されないと期待しているかを判断し、この主観的期待が認められる場合には、さらに、その期待が社会的に見て保護に値する正当な期待、合理的な期待といえるかを判断することになる。

本件法廷意見は、国境に於いては、プライバシーの期待が縮減すると判示する。プライバシーの縮減について判示した先例に照らして分析すると、第一に、国境においては国家主権に基づく密入国及び密輸等の取り締まりに関する広範な規制をする法律があること、⁽²⁵⁾ 第二に、そのような密入国及び密輸等を広範に規制する政府側の相当量の利益があ

ることを指摘できる。⁽²⁶⁾

(iii) 本件では、国境に於ける定型的手続たる捜索にあたる通常の税関検査の範囲を超える身柄の拘束が争点となり、法廷意見は、合理的な嫌疑が要件となると判示した。

まず、政府側の有する公共の利益としては、密輸の予防がある。本件のように禁止薬物を嚥下し消化管に隠しての密輸という巧妙な方法が用いられる場合、逮捕又は捜索の相当理由が存在する場合はまれであるので、相当理由の存在を要件とすれば、密輸の予防という法執行の目的は達成が困難となる。

次に、プライバシーの侵害の程度について分析すると、本件では、身柄の拘束時間は、被申請人の搭乗した飛行機が空港に着陸してから約十六時間後に、妊娠検テスト、X線検査、直腸検査の令状が請求されており、身柄の拘束が十六時間に及んでいる。だが、身柄拘束時に判明した事情によれば、長時間経過前に自然排便されると予想されていたが、被申請人が自然の摂理に反して排便を我慢したために身柄拘束時間が延びたことを考慮している点に本件判断の特徴があろう。

註

- (7) Carroll v. United States, 267 U. S. 132 (1925).
- (8) 自動車の例外につき、香川喜八郎「自動車に対する無令状捜索・押収」(一・二完) 法学新報九四卷一一―一二号一頁以下・同九五卷一―二号一頁以下(いづれも一九八八年)、洲見光男「自動車に対する無令状捜索・差押の適法性」判例タイムズ八〇二号五一頁(一九九三年)、同「修正四条の保護と『プライバシー』の合理的な期待の減少」朝日法学論集二六号一頁(二〇〇一年)、清水真「自動車同乗者の所持品と無令状捜索・押収」東亜法学論叢六号五五頁等参照。
- (9) United States v. Ramsey, 431 U. S. 606 (1977)

- (10) United States v. Ramsey, 538 F.2d 415 (1976).
- (11) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968).
- (12) Camara v. Municipal Court, 397 U.S. 523 (1967)
- (13) La Fave, supra note (1) at 194. But see Note 77 Yale L. J. 1007, at 1011.
- (14) 法の受容と「スブ」 H. L. A. Hart, The Concept of Law (1961) 参照。
- (15) Note 77 Yale L. J. 1007, at 1011.
- (16) Ittig, supra note (1) at 331.
- (17) Note 77 Yale L. J. 1007, at 1012.
- (18) Ibid
- (19) La Fave, supra note (1), at 189-190.
- (20) La Fave, supra note (1) at 190-191.
- (21) La Fave, supra note (1) at 191-183, 267.
- (22) United States v. Montoya de Hernandez, 473 U.S. 531 (1985); Lengthy Detention and Invasive Searches at the Border: In Search of the Magistrate, 28 Ariz. L. Rev 331 (1986); Note Selton Hall L. Rev. 763 (1986); 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究』二〇頁 (上野芳久執筆) 参照。
- (23) Carroll v. United States 267 U.S. 132, 154 (1925), Florida v. Royer, 460 U.S. 491, 515 (1983) (Blackman, j., dissenting).
- (24) Katz v. United States., 389 U.S. 347 (1967).
- (25) South Dakota v. Opperman, 428 U.S. 364 (1976) は、自動車のプライバシーの期待が縮減する根拠として、①自動車の役割が運搬にあること、②走行中、乗員や車内に置かれたものが現認される (in plain view) こと、③政府の広範かつ継続的な法規制を受けることをあげる。一九七七年鉱山安全衛生法に基づく無令状検査を合憲とした *Donovan v. Dewey*, 452 U.S. 594 (1981) は、緊密な規制の対象とされた産業上の財産に対するプライバシーの期待は縮減すると判示する。
- (26) 政府による緊密な規制があればプライバシーの期待が縮減するとすれば、政府は、立法により随意にプライバシーの期待を減少させられるのではないかとの批判がある。

しかし、プライバシーの客観的期待を判断する要素は、社会の共通意識であり、法令の内容は、政府側の規制に対する相当の利益と共に、社会の共通意識を構成する一要素だと解すれば、このような批判は妥当しないと思われる。前掲註(4) 拙稿七七一七八頁。

三 国境に於ける自動車の搜索

国境に於ける定型的手続たる搜索(通常の税関検査)の範囲には、自動車が含まれる。

二〇〇四年の Flores-Montano⁽²⁷⁾では、国境において、自動車からガソリンタンクを外して分解する検査が、国境を越えたとの事実があれば実施が許される定型の手続たる搜索に該たるかが争点とされた。

まず、国境に於ける自動車の搜索が、定型の手続たる搜索に該たると判示した下級審の裁判例を概観しておこう。

(一) Sandoval Vargas⁽²⁸⁾は、自動車を運転しての合衆国への入国者を、税関で、まず自動車の第一次検査を行い、その中から、相当理由および合理的嫌疑が欠ける自動車を選択して第二次検査を行い、25キログラムのマリワナを発見した事例であるが、裁判所は、身柄拘束は長期に及んでおらず、身体に対する通常の税関検査の範囲を超えた搜索は行われていないとしたうえで、本件自動車の検査は、国境に於ける典型的な税関検査に当たるので、相当理由及び合理的嫌疑が欠けていても合憲だと判示した。

(二) (1) Uribe-Gulindo⁽²⁹⁾は、自動車の下に身体を置いて修理等に用いるための寝台(auto creeper)を利用して自動車の下部の目視検査が、国境に於ける定型の搜索たる通常の税関検査に含まれ、国境を越えたとの事実があれば許される検査なのか、通常の検査範囲を超えた合理的嫌疑の存在が要件となる検査なのか争点とされた。

裁判所は、自動車の下に身体を置いて修理等に用いる寝台を利用しての自動車の目視検査が、第四修正上の「搜索」に該たるとの前提をとったうえで、通常の税関検査では自動車の内部を検査できるが、本件のような自動車の外部の検査はプライベートヴァシーの侵害の程度が低いことを理由に、通常の標準的な検査に該たり、合理的嫌疑の存在は要件とならないと判示した。

(2) もっとも、本件註にもあるように、⁽³⁰⁾自動車の下部も含めて自動車の外部は、他者から目視されないとプライヴァシーの期待が欠けるので、そもそも第四修正上の「搜索」に当たらず、従って、不審事由の存在は要件とならないとの解釈の方が説得的であるように思われる。

(三) Flores-Montano⁽³¹⁾では、国境において、自動車からガソリントankを外して分解する検査が、国境を越えたとの事実があれば実施が許される定型的な手続たる搜索に該たるかが争点とされた。

(1) 事実の概要

被申請人は、ステーションワゴン⁽³²⁾を運転して、カリフォルニア集南部から合衆国に入国しようとした。税関職員は、このステーションワゴンを税関検査し、被申請人にこの車両から離れるよう求め、この自動車は、第二次検査場へと移動された。

第二次検査場で、二次検査担当の税関職員がガソリントankをたたいて検査したところ、中が詰まっている音がした。この検査官は、税関と契約している技術者にガソリントankを自動車から外すよう連絡し、二〇分後この技術者は到着した。この技術者は、ガソリントankを車体から外した後、ガソリントankを分解したところ、三七キロのマリワナが発見された。この作業に一五分から二五分かかっている。

大陪審は、マリワナの不法密輸罪の訴因と頒布目的の不法所持罪の訴因で起訴した。

被申請人は、ガソリントタンクを自動車から外しての分解検査は、合理的嫌疑の存在が要件となると判示した。Molina-Tarazon⁽²³⁾を引用し、本件ガソリントタンクから発見されたマリワナの排除を申し立てたが、政府側は、このMolina-Tarazonは、誤った判断であるので先例とならない旨主張した。

District Courtは、本件捜索は、禁止薬物がガソリントタンク内に存在するとの合理的嫌疑の存在が要件となるとして、本件マリワナの排除を認容した。Court of Appealsは、Molina-Tarazonを引用して、District Courtの判断を認容した。

サーシオレーライを認容する。

(2) 法廷意見 レンイクスト裁判官執筆。全員一致。

原判断破棄・差戻し

Molina-Tarazonでは、本件と類似する事案において、ガソリントタンクを自動車から外して分解する検査は、合理的嫌疑の存在を要件としない国境に於ける定型的な捜索に該たるかが争点とされ、国境に於ける定型的な捜索の範囲を超えるので、合理的嫌疑の存在が要件となると判示された。

本件 Court of Appealsは、Molina-Tarazonを引用し、このような検査は、禁止薬物がガソリントタンクの内部に存在するとの合理的嫌疑の存在が要件となると判示した。また、Court of Appealsは、Montoya de Hernandezの判示から文言を引用し、国境に於ける定型的な捜索に該たれば、合理的嫌疑の存在及び令状入手は要件とならず、国境に於ける定型的な捜索の範囲を超える場合は、合理的嫌疑の存在は要件とならないという。そして、定型的な捜索に該たるか否かを、新たな利益衡量により判断するとして、この利益衡量の基準は、国境に於ける自動車の捜索に適用されるという。だが、Montoya de Hernandezは、通常の税関検査における身柄拘束よりプライバシーの侵害の程度が高い身柄の

拘束（＝身体の搜索、searches of person）は、合理的な嫌疑の存在が要件となる旨判示された事例なので、この理由付けは、本件のような国境に於ける自動車の搜索には適用されない。

第四修正上、本件ガソリンタンクの搜索が合理的なものか否かは、政府側の利益と個人のプライバシーの利益との比較衡量によって決せられる。

人の密入国と物の密輸を予防するとの政府側の利益は、国境で頂点となる。合衆国は、主権国家として、領土の完全性を保持する固有の権限と利益を有している。国境を保護する利益が大きい旨は、密輸入者が頻繁に自動車の燃料タンクに禁制品を隠匿して密輸しているとの証拠により示されている。

被申請人は、プライバシーの期待と財産権の保護という、二つの第四修正上の利益を主張する。

第一に、自動車の燃料タンクには、プライバシーの利益があるので、禁制品が燃料タンク内部に存在するとの嫌疑の欠けている場合、車体から燃料タンクを外し分解しての検査は、プライバシー侵害となるといふ。

しかし、プライバシーの期待は、国境に於いて縮減する。当裁判所は、わが国に入国しようとする自動車を搜索できるとの法理を長年にわたり認めてきた。⁽³³⁾（国境を越えようとする旅行者を、国境において停止を求めることができる、これは自国の保護のため、入国を求める入国の権利がある者である旨確認し、所持品としての携行品が合法に輸入できる旨確認するためである）。ガソリンタンクは、燃料の貯蔵にのみ用いられるべきもので、ガソリンタンクの搜索に伴うプライバシーの侵害は、座席部分の搜索に伴うプライバシーの侵害と同等のものにとどまると解される。

第二に、第四修正は、プライバシーの利益と同様、財産権を保護するが、⁽³⁴⁾ガソリンタンクの車体からの着脱と分解、組み立ては、自動車を損傷するので、財産上の損害があるという。

だが、ガソリントランクの車体からの脱着と分解、組み立てをするに自動車に重大な損傷が生じる旨、又は、この分解組み立てが財産の破壊にあたるとの主張が欠けている。むしろ、本件ガソリントランクの車体からの脱着と分解、組み立てをしての捜索は、自動車の安全性や運転に害を与えずに原状回復できる、短時間の検査手続だと解される。

ガソリントランクを車体から外し、分解し組み立てる際の運転手への財産上の利益への干渉は小さく、政府側のガソリントランクを検査して禁止薬物の密輸を予防する利益は圧倒的に大きい。従って、嫌疑の存在を要件としない通常の税関検査として、国境に於いて自動車のガソリントランクを車体から外し、分解してのガソリントランクの検査は許される。

(3) (i) 本件は、国境において自動車のガソリントランクを外し分解してのガソリントランクの検査は、嫌疑の存在を要件としない通常許される税関検査として許される旨判示した、初の合衆国最高裁の判断である。

(ii) 本件 Court of Appeals は、Molina-Tarazon を引用して、国境に於いて自動車の車体からガソリントランクを外し、分解して行うガソリントランクの検査は、通常の税関検査の範囲を超えるとして、ガソリントランクの内部に禁止薬物が存在するとの合理的嫌疑の存在が要件となると判示している。

(iii) その外、Molina-Tarazon の判断を分析しておこう。

Molina-Tarazon では、本件と類似する事案において、ガソリントランクを自動車から外して分解する検査は、合理的嫌疑の存在を要件としない国境に於ける定型的な捜索に該たるかが争点とされ、法廷意見は、本件検査は、通常の税関検査の範囲を超えているので、ガソリントランクに禁止薬物の存在するとの合理的嫌疑の存在が要件となると判示した。

法廷意見は、Montoya de Hernandez の判示から文言を引用し、国境に於ける定型的な捜索に該たれば、合理的嫌疑の存在及び令状入手は要件とならず、国境に於ける定型的な捜索の範囲を超える場合は、合理的嫌疑の存在は要件とならないという。そして、定型的手続たる捜索に該たるか否かを、新たな利益衡量により判断するとして、この利益衡量の基

準は、国境に於ける自動車の捜索に適用されるという。

そして、通常の税関検査の範囲を超えたとする判断する要素として、第一に、燃料タンクを車体から外し、分解する際に物理的強制力の行使があること、第二に、本件ガソリントラックの車体からの取り外し及び分解により、ガソリントラックに損傷を与える危険があること、第三に、自動車のガソリントラックを車体より取り外し、分解後、再度組み立て装着されたとしても、自動車の安全に対する懸念を生じさせるので、主観的プライバシーの侵害になるとの三点を挙げている。

(iv) 本件のような、自動車からガソリントラックを外し、ガソリントラックを分解しての検査が国境に於ける定型的な捜索たる通常の税関検査の範囲に含まれるかを判断する基準として、*Molina-Tarazon* は、身体 (person) のプライバシーと自動車のプライバシーが類似しているとの前提で、身体に関する捜索や身柄の拘束についての先例や基準が、自動車の捜索にも適用されるとの解釈を採っている。

しかし、自動車は、移動性がある点は身体と類似するが、自動車の役割が運搬にあること、安全性確保等のための政府の広範な法規制を受けること等の点で、およそ身体とは異なっており、自動車のプライバシーに即した分析をして基準を設定すべきだとした *Flores-Montano* のアプロウチのほうが説得的であろう。

(四) *Flores-Montano* では、自動車の車体からガソリントラックを外し、分解して手のガソリントラックの検査は、通常の税関検査の範囲に含まれ、ガソリントラックの中に禁止薬物の存在する合理的嫌疑の存在は、要件とされないと判示された。そこで、どのような場合に、通常の税関検査を超えた検査となり、合理的嫌疑の存在が要件となるかに関しては、今後の判断に残された。

これに関して、下級審の裁判例があるので検討しておこう。

(1) Carreon⁽³⁵⁾ は、ピックアップ・トラックでキャンパーを牽引して禁止薬物の供給国あるメキシコから合衆国へ入国したところ、税関職員の質問検査に対し、落ち着かない様子があったこと、キャンパーの外板のボルトのナットに最近外された後があること、キャンパーの外板と内壁との間に大きな空間があること、その空間のある付近をたたくと上部は空洞で、下部は中が詰まっている音がしたことから、キャンパーの外板と内壁の間に禁止薬物の存在する合理的嫌疑が存在するとして、この部分のドリルで穴を開けての内部検査を合憲と判示した事例である。

(2) Robles⁽³⁶⁾ は、コロンビアからシリンダーが空路輸送され、空港の税関に身分証を持参した受取人が現れたが、このシリンダーに経済取引上の価値がなく、無保険で輸送されていること、発送国は禁止薬物の供給国であること、受取人の住所が見せかけのものであること、受荷証書の記載によれば、シリンダーの価値より輸送費の方が高額であること、シリンダーをたたいて検査したところ、両端は中が詰まっている音がしたが中央部は中空の音がしたところから、内部に禁止薬物の存在すら合理的嫌疑が存在するとして、シリンダーをドリルで穴を開けての検査が合憲と判示された。

(3) Rivas⁽³⁷⁾ は、自動車運搬用トレーラーを運転して合衆国に入国しようとし、税関職員が、麻薬取締り用の訓練を受けた麻薬取り締まり犬を利用した税関検査をし、トレーラーの車枠にドリルで穴を開けての検査の合憲性が争点とされた事例である。

法廷意見は、ドリルで穴を開けての検査は、通常の税関検査の範囲を超えた検査であるので、車枠の内部に禁止薬物の存在する合理的嫌疑の存在が要件となると判示した。本件麻薬取り締まり犬は、トレーラーの車枠の前で、薬物があると感じたときに行う引っかかりたり噛もうとする反応 (alert) はしなかったが、その箇所に鼻を向け、停止し注意を向け、検査を継続する反応 (grab) をした。本件麻薬取り締まり犬の反応が、禁止薬物とその車枠の内部に存在するとの

合理的嫌疑にあたることの挙証責任を果たしてないとして、本件検査を違憲と判示した。

(4) 以上の裁判例は、ドリルによる穴を開けての税関検査は、通常の税関検査の範囲を超え、そこに禁止薬物等の存在する合理的嫌疑の存在が要件となる旨判示している。

ドリルで穴を開けての検査は、物理的強制力の行使がある点は、ガソリンタンクを自動車から外し、分解しての検査と類似するが、他方で、ガソリンタンクを外し、分解しての検査は、ガソリンタンクを再度組み立て、装着しての原状回復ができるが、ドリルで穴を開けての検査は、原状回復が不可能になる点で、プライベートの侵害の程度は、通常の税関検査の範囲を超えていると解される。

註

- (27) United States v. Flores-Montano, 541 U. S. 149 (2004).
- (28) United States v. Salvador Vargas, 854 F.2d 1132 (1988).
- (29) United States v. Uribe-Galindo, 990 F.2d 522 (1993).
- (30) United States v. Uribe-Galindo, at 524, note (2).
- (31) United States v. Flores-Montano 541 U. S. 149 (2004).
- (32) United States v. Molina-Tarazon, 279 F.3d 709 (2002).
- (33) Carroll v. United States, 267 U. S. 132, 184 (1925).
- (34) Soldal v. Cook County, 506 U. S. 56, 62 (1992)
- (35) United States v. Carreon, 872 F.2d 1436 (1989)
- (36) United States v. Robles, 45 F.3d 1 (1995)
- (37) United States v. Rivas, 157 F.3d 364 (1998)

四 終わりに

本稿では、国境に於ける搜索に関する合衆国の判例法理の展開を概観し分析を加えた。合衆国では、この国境に於ける搜索の分野でも、その搜索・押収によって確保される公共の利益と、それによって制限されるプライバシーの利益との比較衡量によりその要件が決定される。通常の税関検査の範囲内に相当する国境に於ける搜索は、国境を越えたとの事実があれば許される。また、通常の税関検査の範囲を超えた検査に当たる場合は、そこに禁止薬物等の存在するとの合理的嫌疑の存在が要件となる。

国境に於いて、自動車のガソリンタンクを車両から外し、分解して行われるガソリンタンクの検査は、一方で、ガソリンタンクに隠蔽しての禁止薬物の密輸防止の利益が大きく、他方、自動車のプライバシーは、身体のプライバシーとは異なり縮減していること、さらに国境においてはプライバシーの期待が縮減することに鑑み、通常の税関検査の範囲に含まれ、国境を越えたとの事実があれば許される。

自動車の車体等にドリルで穴を開けての検査が、通常の税関検査の範囲を超え、そこに禁止薬物等の存在する合理的嫌疑の存在が要件となるかに関しては、残された問題であり、今後の最高裁判例の展開を期待したい。